



三重県公報

令和3年1月19日 (火)

第 175 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
告 示			
38	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	2
39	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	2
40	同件	(同)	2
41	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	3
42	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
43	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都市政策課)	4
公 告			
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請	(法務・文書課)	4
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	5
同件		(同)	5
同件		(同)	5
同件		(同)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	6

告示

三重県告示第 38 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木英敬

1 保安林予定森林の所在場所

津市美杉町川上字けさの平 985、987、988、989・998（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、999

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字けさの平 989（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 39 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木英敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 40 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木英敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市・名張市（以上 2 市について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、伊賀市役所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 41 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 3 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木英敬

区域	区分
くまの灘南区域 (三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦、櫛柄浦、贊浦、奈屋浦、神前浦及び方座浦の地区)	中型まき網漁業（総トン数 10 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。）

三重県告示第 42 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により菰野町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ菰野店

三重郡菰野町大字永井字西前野 3094-6

2 菰野町から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗敷地から県道四日市菰野大安線への出場（特に南側への出場）について、安全対策を講じること。

(2) 騒音の発生に係る事項

工事中及び施設の稼働後に生じる騒音については、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に基づく届出を事前に行うとともに、付近の住民より苦情が発生した場合は事業者の責任において対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業開始後、店舗より発生する廃棄物は、地域の集積所に排出せず事業者の責任において適正に処分すること。

事業系一般廃棄物を菰野町清掃センターに搬入する場合は、菰野町環境課に事業系廃棄物搬入許可申請書を事前に提出し、指示に従うこと。

年間継続して菰野町清掃センターに搬入する場合は、事業系廃棄物継続搬入許可申請書を菰野町環境課に提出すること。

(4) その他の事項

排水処理に関して、必要な届出、協議、手続等を適切に行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年1月19日から同年2月19日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年1月19日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画及び安濃都市計画下水道

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

公 告

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により、起業者から裁判申請があったので、法第28条第1項の規定により、裁判申請書及びその添付書類を公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告します。

令和3年1月19日

三重県知事 鈴木英敬

1 起業者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国土交通大臣

愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号

中日本高速道路株式会社

2 事業の種類

一般国道475号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県養老郡養老町大跡字東畠地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

（土地の所在） 三重県いなべ市北勢町下平字大野

地 番	地 目	
	公 簿	現 況
1006番	原 野	山 林

4 縦覧場所

三重県総務部法務・文書課

5 縦覧期間

公告の日から令和3年2月2日まで

6 その他

- (1) 3に掲げる特定所有者不明土地について、法第28条第1項第3号イ又はロに該当する者は、令和3年2月2日までに、知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が法第32条第1項の裁定をすることがある。
- (2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出すること。
- イ 申出者の氏名又は名称及び住所
ロ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番
ハ 法第28条第1項第3号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由
ニ 法第28条第1項第3号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年1月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
東員町
 - 2 調査を行った期間
平成17年10月から平成20年3月まで
 - 3 成果の名称
員弁郡東員町鳥取1工区2ブロックの地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
東員町大字大木・大字鳥取地内
 - 5 認証年月日
令和3年1月5日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年1月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
東員町
 - 2 調査を行った期間
平成17年10月から平成20年3月まで
 - 3 成果の名称
員弁郡東員町鳥取1工区3ブロックの地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
東員町大字大木・大字鳥取・大字山田・大字六把野新田地内
 - 5 認証年月日
令和3年1月5日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年1月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曽岬町
- 2 調査を行った期間
令和元年7月から令和2年10月まで

3 成果の名称

桑名郡木曽岬町上和泉①②地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

木曽岬町大字和泉地内

5 認証年月日

令和 3 年 1 月 5 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 1 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 調査を行った者の名称

木曽岬町

2 調査を行った期間

令和元年 7 月から令和 2 年 10 月まで

3 成果の名称

桑名郡木曽岬町近江島地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

木曽岬町大字近江島地内

5 認証年月日

令和 3 年 1 月 5 日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 19 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

学校情報ネットワーク運用支援業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

(4) 委託業務履行場所

調達説明書（仕様書）に記載のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 該当の案件を履行するにあたり、4(4)で必要とする資格を有している者を従事させることができる者であること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年2月15日（月）14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し
- (4) 「基本仕様書6(2)業務要員の資格要件」に記載した要件を証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班 担当 中村、坂木

電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年3月4日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年2月25日（木）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年3月4日（木）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県府内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年3月4日（木）14時

なお、入札書は令和3年2月22日（月）から同年3月4日（木）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県府内郵便局留

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班

案件名 学校情報ネットワーク運用支援業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年3月4日（木）14時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約

締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :

School information network operation support service consignment

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, March 4, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 22, 2021 and 2:00 P.M. on Thursday, March 4, 2021.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, March 4, 2021.

- (4) Managing Authority :

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu City, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3008 FAX:059-224-2319

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
